

徳島県告示第百九号

平成二十四年徳島県告示第四百二十九号（徳島県私立学校審議会の委員の定数を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。